

令和4年9月定例会 県土整備委員会（付託）

令和4年9月30日（金）

〔委員会の概要 企業局関係〕

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより、企業局関係の審査を行います。

企業局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和3年度徳島県企業局内部統制評価報告書について（資料1－1，1－2）
- 指定管理者の応募状況について（資料2）

板東企業局長

それでは企業局からはこの際、2点御報告を申し上げます。

令和3年度徳島県企業局内部統制評価報告書についてでございます。

内部統制制度につきましては、平成29年の地方自治法の一部改正に伴いまして、知事部局におきまして、令和2年4月1日より導入が義務付けられたものでございます。

企業局におきましても、知事部局の取組と連携して、地方自治法の規定を準用し、内部統制の整備状況と運用状況について評価を行い、内部統制評価報告書を作成いたしました。

お手元に資料1－1として報告書を、資料1－2として、その説明資料を掲載しておりますが、資料1－1の報告書で御説明をさせていただきます。

まず、1、内部統制の整備及び運用に関する事項についてでございます。

企業局では、令和2年4月1日に徳島県企業局内部統制に関する方針を策定し、当該方針にのっとり、財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制の目的は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることによりリスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものでございます。

次に、2、評価手続につきましては、令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務について内部統制の評価を実施いたしました。

3、評価結果につきましては、重大な不備は認められず、評価基準日において有効に整備、評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

資料の2ページから3ページは、内部統制評価報告書に対する監査委員の審査意見書となっております。3ページの審査意見書の最下段、5、審査の結果及び意見に記載のとおり、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるとの御判断を頂いたところであります。

今後とも、適切な事務執行により、企業局所管事業の運営の適正性を確保し、県民の皆様の信頼向上に向け、より一層取り組んでまいります。

次に、資料2を御覧ください。

駐車場事業における指定管理者の応募状況についてでございます。

企業局の藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の指定管理者の募集につきましては、去る7月22日に、指定管理者募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始し、申出のあった2団体に配付をいたしました。

また8月18日に開催いたしました現地説明会には、2団体に御参加いただき、その後、9月12日から9月21日の間に申請受付を行いましたところ、1団体からの応募がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会におきまして御審査いただいた上で、指定管理候補者を選定し、11月定例会に指定管理者指定議案を提出したいと考えております。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

元木委員

事業推進課では、電気事業、工業用水事業などインフラ点検ロボットの導入について研究開発を行っていると同っております。施設の老朽化や経営の合理化、施設の維持管理等に係る経費節減に向け、インフラ点検ロボットの活用は有効な取組であると考えております。企業局としても、積極的な取組を進めまして、将来の基幹的なインフラとして位置付けて、有効に利用してはどうかと考えます。

つきましては、まずインフラ点検ロボットはどういったものなのか、改めて具体的に教えていただけたらと思います。

井内事業推進課長

インフラ点検ロボットに関しまして御質問いただきました。

現在、導入が進んでいるインフラ点検ロボットには、空中ドローン、それと水中ドローンがございます。企業局におきましても、ダムや水力発電所の巨大構造物を有しております。これらの施設を有効に点検できるロボットの活用を行うために、平成29年度からタスクフォースを立ち上げまして、平成29年度、平成30年度には徳島大学と共同研究を実施いたしました。そのドローン等の点検ロボットの活用の可能性について、検討や実証実験を行ってまいりました。

そして、この共同研究によりまして、平成30年度末にはセンサーを搭載しました構造物への衝突を自動的に回避する機能を有した、操作者の技能を補完するドローンを導入いた

しました。

また、令和3年度には水中ドローン、こちらは国の補助金等を頂きまして導入いたしました。従来から潜水士によって水門ゲートの水中部の点検を行ってまいりましたが、危険性が高い水中作業を、職員自らが水中ドローンを使用することにより、安全性の向上と日常の維持管理の強化を図ることといたしております。

企業局の経営計画や県のデジタルとくしま推進プランの取組項目にもございますが、ダムや発電施設における点検困難箇所へのドローンの活用というのがございまして、令和2年度には日野谷発電所のサージタンクの設備点検、また令和3年度は日野谷発電所の水車を通った水が出る部分である放水路のゲートの水中部の点検を水中ドローンを使って実施いたしました。阿南工業用水道の水管橋の関係については、空中ドローンを使いまして、下部からの劣化の状況などを確認いたしましたところでございます。

今後も安全に運用可能なドローンをはじめ、これまでの運用で培ったノウハウを生かした水中ドローンの活用によりまして、企業局が有するダム、水力発電所、メガソーラーや工業用水管路等の施設管理の効率化を進めるとともに、更なる活用方法を検討してまいりたいと考えております。

元木委員

具体的に空中ドローンあるいは水中ドローンを活用した点検の効率化等について、詳細な説明を頂きました。

つきましては、具体的にこの事業の導入によりまして、どの程度の経費節減の効果や人件費の抑制等が達成できるのか、もしお分かりになれば教えていただけたらと思います。

井内事業推進課長

具体的な細かい数字、金額的な数字というのは難しいものがございまして、これまでダム等のゲートの点検とかでしたら、人が下りて行って点検していたようなところを空中ドローンを使いまして、映像を直接確認しながら点検ができ、危険性が軽減されます。水中ドローンに関しましても、通常、水を抜かないと見えないような箇所を水中ドローンを使って点検ができます。

直接金額に置き換えるというのはなかなか難しいものがあるかと思いますが、水中ドローンでしたら、潜水士を雇って、1日数十万円掛かるような点検をしていただくんですけども、そういうところをまずは直接、職員が水中ドローンを使って点検できます。まずは、初期対応としてそういうことができるというところで、有効なのではないかと考えております。

元木委員

安全面に効果があるということでございました。

できれば、具体的にどの程度の経費の抑制効果があるのかなども併せて、これから研究していただけたらいいんじゃないかなと思うところでございます。

安全性というのは一番大切な部分であろうかと思いますが、この事業をしっかりと企業局の事業の中に位置付けていただいて、より実のある取組となるように要望させていた

だきます。終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

企業局関係の付託議案は、これを原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、企業局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第11号

以上で、企業局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時42分）